

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第二百一十一号について提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は飯籾福生市熊川地区学習等供用施設建築工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

本建物は熊川一九九一番地に建設をいたします。いわゆる熊川地区の学供の施設でございます。この建築面積の全体は六百二十平方メートルで、一階に図書館百五十七平方メートル、学童保育室八十二平方メートル、二階に和室三十八平方メートル、会議室の大きい方が七十五平方メートル、小さい方が二十平方メートルというようなものを建築しようとするものでございます。

この工事につきましては、別紙資料のとおり八社をもって入札に付しましたところ、五千六百五十万円をもちまして、東京都港区赤坂八丁目五番三十四号 島藤建設工業株式会社に落札をいたしましたものでございます。

なお同時に、除湿温度保持工事につきましては七百九十万円をもって原田電気設備に、給排水工事につきましては四百五十万円をもちまして株式会社森田工業所、電気工事につきましては九百四十万円をもちまして日向電設がそれぞれ落札をいたしております。なお付帯工事を含めました総体の金額は七千八百三十万円でございます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二百一十一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案のとおり同意されたい旨の動議が提出

されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百二十号は原

案どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十五 議案第百二十二号 福生市教育委員会委員

の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君)

御指名をいただきましたので、議案第百二十二号福生市

教育委員会委員の任命につきまして、その提案理由及び内容につきまして御説明を申し上げます。

本案は、現在福生市教育委員会から教育長を任命されております町田倍二君の教育委員の任期が今月末をもちまして満了になりますので、新たに任命をいたさなければならぬ仕儀でございます。

したがいまして、私といたしましては市内全般にわたりまして物色をしたわけでございますが、現町田倍二君は教育長といたしまして二期にわたり懸命の努力をなさしまして、東京都並びに他の市町村の教育長としてのおつきあひも十分でございますし、信用もございます。又、福生市内における教育につきましてもきわめて熱心に取り組まれ、担当しておりますその事務につきましてもきわめて堪能であり、又堪能であるだけにきわめて正確な執務をしておったわけでございますので、この際町田倍二君に再再度任命をいたしたく存じている次第でございます。経歴につきましては添付してある書類のとおりでございます。昭和二十二年十二月に福生町役場に就職されましたから、昭和四十三年九月まで職員として、又課長として優秀な成績で勤務され、昭和四十三年十月より福生町教育委員会委員に就任され、教育長を任命され、そして二期済ませられたわけでございます。大変に粗末な説明でございますけれども、何とぞ町田倍二君を再再度御同意いただきますよう、心からお願いをいたしまして、説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

教育長としてやってこられたし、いまの説明もあつたわけですが、この八年間の経験というものを踏まえ、今後の四年間、現在の福生市の教育の問題、現状、それから現実に残されてゐる教育の問題点、こういうものを十分把握して、特に厳正中立的に問題点を積極的に解決していくべきだろうと私は考えますが、それらの点について十分考慮されたかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○市長(石川常太郎君)

御答弁申し上げます。

もちろん私の任命したいという教育委員でございますので、政治的には中立でございます。それから識見等につきましては、私も小中学校の教育のみでなく、社会教育が非常に重要であるというふうには私は認識してゐるわけでございますので、町田教育長におきましても社会教育につきまします関心なきわけは強うございしますので、私はその点を大にかつてゐるわけでございます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第百二十二号については、原案とおりの同

意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第百二十二号は原

案どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十六 議案第百二十三号 福生市教育委員会委員

の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君)

議案第百二十三号 福生市教育委員会委員の任命に

つて御説明を申し上げます。

この月末をもちまして、二期にわたりまして教育委員とし、又教育委員長といまして御活躍をいただきました田村政一氏が任期満了になられます。リッパな方でございますので、再度の御就任方をお願いしたわけでございますけれども、後進に道を譲られるということでございしますので、私もやむなく福生全般にわた

議百二十三
議百十四
議百十五
議百十六
議百十七
議百十八
議百十九
議百二十
議百二十一
議百二十二

りまして適任者を物色しておたわけでございますが、本日ここに議案といたしまして高崎弥太郎君を任命いたしたく、御同意を得べく議案を提出させていただきますわけでございます。

御存じでない方もおられるかもしれませんが、高崎弥太郎君は大正三年十二月二十日、當時の福生町にお生まれになりました。当地の小学校を卒業され、最終学歴は明治大学の商科でございます。その後東京府の經濟部商工課に二年御勤務され、その後軍関係にお勤めでございます。昭和十六年ごろ召集されたわけでございます、シベリア抑留等の経験も持つていらっしゃいます。復員されましてから、株式会社富士モーターズ代表取締役役に就任をされ、非常に多方面にわたりました困難な人生行路を歩まれましたが、何らこれにめづることなく、自分の節を通し、堂々と生きてこられました。その間、福生市選挙管理委員会の委員にも御就任なされたわけでございますけれども、いろいろの人生経験から得られたものはやはり幼児の教育であるというふうな崇高な心境になられまして、保育園を建設すべく社会福祉法人の高峰福祉会を設立され、その理事長に就任され、昭和四十九年四月に御承知のとおり弥生保育園の園長に就任されて、現在に至っているわけでございます。

経済面におきましても又精神面におきましても非常に多くの困難を乗り越え、そしてその間自分の意志を曲げることなく突き進んでまいりまして、現在幼児の尊い教育に尽くされているというその御心情に、私も教育に携わる教育委員としては最も適任ではないかと考えまして、この際提出をさせていただきますわけでございます。

何とぞ現在非常にまじめに幼児の教育に当たっておりますので、ぜひひとつ御同意をいただきますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 現在保育園を経営されているわけですが、この経歴から見まして、小中学校などの教育部面について、PTAとかそういった経験があるかはつきりしないが、それらの点をお聞かせいただきたいのと、現在の教育問題について十分研究をされましてやっていかれる方かどうか。又、厳正中立な立場でやっ

ていられる方かどうか、その点について御説明いたしたい。

○市長(石川常太郎君)

先ほど申し上げましたように、精神的にも経済的にも非常な困難を乗り越えられて現在までまいりました。高崎さんは教育はもうろんある方というっしゃいますし、人生の底の底まで各方面にわたって体験された方でございます。教育面に対する理想につきましてはもうろん深い御造詣をお持ちでありますことは私が保証いたします。又、西の整理でいろいろと御存じだと思いますけれども、その当時のいろいろのことを思い起こせばあわかりかと思えますが、中立てでございます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二十三号については、原案とおも同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百二十三号は原

案とおも同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十七請願第四号 自主課税による税負担の不公平是正と税制改革による減税に関する請願書を議題といたします。

事務局をして請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君)

朗読を終わりました。

紹介議員 関 米吉君から本趣旨の説明を求めます。

(十七番 関 米吉君 登壇)

○十七番(関 米吉君)

請願第四号について、紹介議員を代表し、補足説明を行います。

本請願はただいま朗読されましたように、安定した地才自治財政確立のために、地方税法上認められている各自自治体の自主課税権を行使して税負担の不公平を是正し、あわせて税制改革によって特に低所得者の減税を国に要請していただきたいというのがその趣旨でございます。

まず自主課税権を行使し、財源の拡充を図るとともに税負担の不公平を

是正していただきたい。ということですが、御承知のとおり地方税法第五条の定めによって市町村が課することの税目は、普通税として市町村民税等九税、都市計画税等五税が定められておりますが、同法第六条第二項及び第七条において、市町村はこれらの税目について公益上その他の事由、又は特に利益がある事件に関しては不均一課税を課することができると規定し、固定資産税については同法第三百五十条において、固定資産税の標準税率は百分の一・四とする。ただし標準税率をこえる場合においても百分の二・一をこえることができないと定めております。すなわち地方税法においては、固定資産税は百分の二・一まで課税することが認められており、百分の一・七をこえなければ自治大臣への届け出も必要ないことまで同条第二項に規定しているのであります。

現在当市におきましては、税賦課徴収条例第五十二条において百分の一・四の標準税率を適用しておりますが、これを資本金又は出資金一億円以上の常利法人に対しては自治大臣に届け出を必要としない百分の一・七まで税率を引き上げて財源の拡充を図っていただきたいというのが第一点のお願いでございます。

次に一千万円以上の高額所得者への累進税率適用についてであります。これ

も地方税法第三百十四条の三において、課税所得金額三十万円以下を第一ランクにそれぞれ所得金額に応じて五十万円以上までの十三ランクに区分し、標準税率として百分の二から百分の十四までに分けられ、当市においてもこれと全く同じの税率が適用されておりますが、この区分は国税における所得税の累進税率とは拡差がはなはだしく、低所得者に重く高額所得者に軽いという不公平を生じております。したがってこれに

対しても地方税法第三百十四条の三第二項の市町村は標準税率で所得割りを課する場合、標準税率の一・五倍をこえる率で課税してはならないとの規定を適用し、年収一千万円以上の高額所得者に対しては、請願書に述べられている累進税率を適用し、税負担の不公平を是正していただきたいというものであります。

第三点の所得税減税を国に要請していただきたいということは、十六年ぶりにことは減税が見送られ、このため平均九％という賃上げは実質増税となって、市民生活に大きな圧迫を与えております。現在四人家族の標準世帯において、課税控除額は基礎控除及び扶養控除が百四万円、所得控除が七十五万円の約百七十九万円であり、これを二百九十万円まで拡大していただきたいというものであります。

以上請願の趣旨について御説明申し上げましたが、本請願は三多摩共同会議等 民主的諸団体や各住民等によって、この九月の定例会に三多摩各市町村議会にも請願され、広範な市民運動となっており、又、自主課税については全国知事会においても五十一年度の課題として専門的な検討を加えつつあり、さらに全国市長会においても地方自治体の責任において自主課税が行われるべきであるとの提言を本年度総会において採択されていることを申し添え、各議員の御理解ある御審議を願ひ、本請願を御採択くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

(応答なし)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました請願第四号については、閉会中の継続審査とすること

に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって請願第四号は閉

会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十八閉会中の継続審査申し出についてを議題と

いたします。

総務及び厚生委員長から、目下委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付してあります申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありましたので、事務局として朗読いたさせます。

(市川議事係長 朗読)

別添参照

○議長(貫井喜代次君)

朗読を終わりました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いますか、これに御異議ございませんか。

議百二十三
請四
開会中の
継続申し出
特定事件の
継続調査
白十七
議百十八
議百十九
議百二十
議百二十一
議百二十二
討論

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって本件は申し出のとおり

閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十九 特定事件の継続調査についてを議題といたし

ます。

委員会の特定事件について三常任委員会から継続調査の要求がありましたので、おき元に御配付の特定事件継続調査事項表のとおり、閉会中の継続調査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって本件特定事件は閉会

中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十一年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後零時十三分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員 貫井喜代次
議員 東田正治
議員 大野行中
議員 宮沢良一

⑦

福庶発第二千六十六号

昭和五十一年九月十七日

福生市長 石 川 常太郎 ⑧

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

追加議案の送付について

昭和五十一年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第百十八号 中央幹線支線排水路新設工事（第一工区）請負契約
- 二 議案第百十九号 中央幹線支線排水路新設工事（第二工区）請負契約
- 三 議案第百二十号 仮称福生市本町地区学習等供用施設建築工事請負契約
- 四 議案第百二十一号 仮称福生市熊川地区学習等供用施設建築工事請負契約
- 五 議案第百二十二号 福生市教育委員会委員の任命について
- 六 議案第百二十三号 福生市教育委員会委員の任命について

請願第四号

自主課税による税負担の不公平是正と税制改革による減税に関する
請願書

紹介議員

関 米 吉
大 野 行 夫
印 印